

川崎市地域活動支援センターA型運営事業実施要綱

(19 川健精保第 65 号 平成 19 年 4 月 1 日付市長決裁)

(24 川健精保第 679 号 平成 25 年 1 月 11 日付局長専決)

(26 川健精保第 191 号 平成 26 年 4 月 1 日付部長専決)

(最終改正 5 川健精保第 466 号 令和 5 年 10 月 1 日付部長専決)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の福祉の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 73 号）に定めるもののほか、適切かつ健全な運営が行なわれるよう地域活動支援センターA型（以下「センター」という。）運営事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 センターは、法第 5 条第 18 項に定める相談支援事業を実施しながら、専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を行なう。

(実施主体)

第 3 条 この要綱による川崎市地域活動支援センターA型運営事業（以下「事業」という。）を行なうことが出来るものは、社会福祉法人等法人格を有する団体（以下、「実施主体」という。）とする。

(対象者)

第 4 条 事業の対象者は主として川崎市内に住所を有する障害者とする。

(事業の基準)

第 5 条 事業を実施するうえで、次のことを最低基準とする。

(1) 利用の方法

センターは、利用者に対し、あらかじめ利用の登録をさせることを原則とする。

(2) 事業実施日数

事業実施日数は 1 週間につき 6 日以上とする。ただし、当該の週に国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）等がある場合は除く。

(3) 事業実施時間

事業実施時間は概ね午前 10 時から午後 8 時とする。ただし、週 2 日以上は必ず午後 8 時まで事業を実施しなくてはならない。

(4) 夜間電話相談

センターは、前項に定める事業実施時間終了後、午後 8 時まで電話相談を実施するよう努めなければならない。

(5) 設備

① センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 相談室
- 二 談話室

三 地域交流活動室

四 事務室

② その他事業に必要な設備を設けることとする。

(6) 利用者の定員

利用者の定員は特に定めませんが、1日の利用人数は概ね16人以上とする。

(7) 職員配置

① センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長 1人

二 精神保健福祉士、社会福祉士又は介護支援専門員 1人以上

三 社会復帰指導員 2人以上

② 施設長は、精神保健福祉に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならない。

③ 第1号に掲げる職員は、社会復帰指導員のうち1人は非常勤とすることができるが、残りの職員は常勤でなければならない。

④ 第1号に掲げる職員のうち、施設長にあつては、精神保健福祉士と兼ねることができる。ただし、その場合においても第1号に定める職員数を確保しなくてはならない。

(8) 利用者負担

利用者が負担すべき費用については、利用者の同意を得たうえで、規則等により明らかにしておかなくてはならない。

(運営委員会)

第6条 事業の実施主体は、地域社会との連携や利用者のニーズ把握という観点から、事業の代表者、地域の福祉関係団体の代表者、学識経験者、利用者家族等の構成員による運営委員会を設置することができる。

(事業計画等)

第7条 センターは、年間及び月間の事業計画を定めなければならない。

(利用者の処遇)

第8条 センターは、利用者について、地域生活を維持し、社会参加の促進に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、適切な支援を行なわなければならない。

(申請)

第9条 事業を実施しようとする者は、あらかじめ川崎市地域活動支援センターA型運営事業承認申請書(第1号様式)により市長に申請し、承認を得なければならない。

(助言、指導)

第10条 市長は実施主体に対し、事業運営に関する助言又は指導を行うことができる。

(補助)

第11条 市長は、第9条の規程により承認された実施主体に対して、別に定める川崎市地域活動支援センターA型運営事業補助金交付要綱に基づき、必要と認める補助を行うものとする。

(帳簿等の整理)

第12条 事業の実施主体は、作業日誌、利用者の処遇、経理状況、センターの管理運営状況等必要な帳簿等を整備しておかなければならない。

(事業の変更)

第13条 事業の実施主体は、代表者、事業の名称、事業の所在地等の変更があったときは、速やかに川崎市地域活動支援センター運営事業変更届（第2号様式）により、市長に届出を行わなくてはならない。

(事業の中止及び廃止)

第14条 事業の実施主体は、事業を中止又は廃止するときは、その理由を付して、川崎市地域活動支援センター運営事業中止・廃止届（第3号様式）により、あらかじめ市長に申し出て、承認を受けなければならない。

(委任)

第15条 本要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

第1号様式

川崎市地域活動支援センターA型運営事業承認申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

川崎市地域活動支援センターA型運営事業の補助対象事業として承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

センター名			
事業所在地	〒 ー		電話： FAX：
実施運営法人	所在地	〒 ー	電話：
	法人名 代表者氏名	印	
	法人設立年月		
既存の事業の概要	事業の種類	事業内容	開始年月
	第1種社会福祉事業		
	第2種社会福祉事業		
	公益事業		
	収益事業		
添付書類			
①定款 ②役員名簿 ③運営委員会名簿（設置の場合のみ） ④法人事業計画書 ⑤活動歴 ⑥資金収支計算書・資金収支内訳表 ⑦貸借対照表 ⑧財産目録 ⑨前年度決算書 ⑩地域活動支援センター設置計画書（別紙1）・予定利用者名簿（別紙2） ⑪各種規程類（運営規定・経理規程等）			

第2号様式

川崎市地域活動支援センターA型運営事業変更届

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申 請 者

所 在 地

代 表 者

印

次のとおり事業内容の変更について、関係書類を添えて申請いたします。

センター名	
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更内容	
変更理由	

変更内容		
(新)	(旧)	

川崎市地域活動支援センターA型運営事業中止・廃止届

年 月 日

(あて先) 川崎市 長

申請者

所在地

代表者

印

次のとおり事業内容の中止・廃止について、関係書類を添えて申請いたします。

センター名	
センター所在地	
中止(廃止)日	年 月 日
中止(廃止)理由	